

1. プライズテスト

① クラウンプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

- a 実技種目テストは、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技1種目当たり100ポイントとし、4種目の評価（最大値400ポイント）、合計が320ポイント以上（80%以上）をもって合格とする。
- c 受検資格は、SAJ会員、テクニカル取得者、事前講習修了者。受検者の年齢制限はない。

13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面にとくに配慮しなければならない。

② テクニカルプライズテストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 総合滑降 / ナチュラル・総合斜面

- a 実技種目テストは、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技1種目当たり100ポイントとし、4種目の評価（最大値400ポイント）、合計が300ポイント以上（75%以上）をもって合格とする。
- c 受検資格は、SAJ会員、1級取得者、事前講習修了者。受検者の年齢制限はない。

13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面にとくに配慮しなければならない。

2. 級別テスト

① 1級テストの実技テスト種目

- パラレルターン・大回り / ナチュラル・急斜面
- 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・急斜面
- パラレルターン・小回り / 不整地・中急斜面
- 横滑り / ナチュラル・急斜面

- a 実技テストは検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、4種目の評価（最大400ポイント）の合計が280ポイント以上（70%以上）をもって合格とする。
- c 本連盟会員以外の合格者は、会員及び暫定会員登録をしなければならない。
- d 受検資格は、2級取得者かつ事前講習修了者。受検者の年齢制限はない。

13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面にとくに配慮しなければならない。

- ② 2級テストの実技テスト種目
- 基礎パラレルターン・大回り / ナチュラル・中急斜面
 - 基礎パラレルターン・小回り / ナチュラル・中斜面
 - シュテムターン / ナチュラル・中斜面
- a 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。
- b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、3種目の評価（最大300ポイント）の合計が195ポイント以上（65%以上）をもって合格とする。
- c 受検者の年齢制限はない。
13才未満の受検者及び高齢者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面にとくに配慮しなければならない。
- ③ 3級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地での移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- 基礎パラレルターン
 - シュテムターン
 - 講習斜面は、整地の緩～中斜面
- b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、2種目の評価（最大200ポイント）の合計が120ポイント以上（60%以上）をもって合格とする。
- c 受検者の年齢制限はない。
- ④ 4級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地での移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- ブルークボーゲンによるリズム変化
 - 講習斜面は、整地の緩・中斜面
- b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、55ポイント以上（55%以上）をもって合格とする。
- c 受検者の年齢制限はない。
- ⑤ 5級テスト
- a 実践講習テストとし、公認検定員（講師）が講習の中で「傾斜地での移動技術」の回転技術を指導し、その運動課題の到達度を評価する。
- ブルークボーゲン
 - 講習斜面は、整地の緩斜面
- b 実技種目1種目当たり100ポイントとし、50ポイント以上（50%以上）をもって合格とする。
- c 受検者の年齢制限はない。

3. ジュニアテスト

- ① ジュニアテストは、スキーの実技について行い、1級から6級までの6段階に分け、そのテスト基準及び実施要領について必要な事項は、実施する加盟団体において別に定める。
- ② 受検者は、12歳以下（小学生以下）とする。1級受検者は、事前講習修了者。